

広島県告示第千百六十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所呉支所において、令和五年十一月二日までの間、縦覧に供する。

令和五年十月十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
一般国道四八七号	呉市首戸町早瀬三丁目六二三番二地先から 呉市首戸町早瀬三丁目六二三番二地先まで	令和五年一〇月一九日